

第 10 回教育委員会会議

令和 8 年 8 月 25 日
午 後 3 時 00 分
本庁舎第 11 共通会議室

案 件

議案第54号

大阪市学校適正配置審議会規則の一部を改正する規則案

大阪市学校適正配置審議会規則の一部改正について

1 改正の理由

本市においては、昭和 53 年 7 月に大阪市学校適正配置審議会（以下「本審議会」という。）を設置し、小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申を行っている。

そして、本審議会は大阪市学校適正配置審議会規則（以下「本規則」という。）に基づき、委員定数を「25 名以内」として、2 年ごとに委員改選を行っている。

今般、現委員の任期が令和 8 年 9 月 8 日に満了することから、次期委員の選任に向けた検討に併せて委員定数についても改めて検討した。

「審議会等の設置及び運営に関する指針」において、審議会等の委員数は、法令又は条例に定めがある場合その他特別の事情がある場合を除き「20 名以内」とする旨が規定されていること、また、本審議会は平成 18 年以降、20 名以下の委員で組織されており、今後も 20 名以上に増加する見込みがないことから、本審議会の委員定数を「25 名以内」から「20 名以内」に改正する。

また、現在の審議会の運営状況に鑑み、審議会の運営に係る規定の整備を行う。
以上のことから、本規則の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

- （１）本審議会の委員定数を「25 名以内」から「20 名以内」に改正する。
（第 2 条第 1 項）
- （２）審議会の運営に係る必要な規定の整備を行う。
（第 9 条）

3 施行期日

令和 8 年 9 月 1 日

議案第54号

大阪市学校適正配置審議会規則の一部を改正する規則案

大阪市学校適正配置審議会規則（昭和53年7月27日大阪市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
(組織) 第2条 審議会は、 <u>20名</u> 以内の委員で組織する。 [2 略] (庶務) <u>第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</u>	(組織) 第2条 審議会は、 <u>25名</u> 以内の委員で組織する。 [2 同左] (幹事) <u>第9条</u> 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。 2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

○大阪市学校適正配置審議会規則

昭和53年 7 月27日

(教) 規則第22号

改正 平成25年 3 月29日 (教) 規則第19号

大阪市学校適正配置審議会規則を公布する。

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第1項の規定により、大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日（教）規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。